

会 議 録

1	開催した会議の名称	令和5年度 第2回 佐賀県人権施策推進審議会
2	開催日時	令和5年(2023年)10月11日(水)
3	開催場所	佐賀県庁 新館11階 大会議室
4	出席者	別紙:委員名簿のとおり
5	議 題	別紙:次第のとおり
6	会 議 録	別紙:会議録のとおり

(質疑応答)

議事(1) 佐賀県人権施策基本方針(素案)について

第1章

○委員

- ・ SDGsは第1章だけではなく、第3章の各分野にゴールマーク(目標)を書く方が分かりやすいので、入れてほしい。
- ・ 各分野に関わりのあるゴールマーク(目標)は、例えば男女共同参画・女性に関する人権課題であれば、「5 ジェンダー平等を実現しよう」だけでなく、4、8、10、16、17と複数にまたがると考えられることから、確認する必要がある。

○委員

- ・ 第1章と巻末に記載することに加えて、第3章に記載することを検討してほしい。

○事務局

- ・ 県民に分かりやすくという視点からのご意見としますので、今後、整理していく中で、県民に分かりやすく伝える見せ方として、どうした方がよいのかを検討させていただく。

○委員

- ・ 武雄市で行われた同和問題講演会の講師の話聞いても言われていたことだが、差別問題はどうしても当事者が声をあげることが主となっている。差別問題は、当事者の問題だと考えがちになるが、大多数の人(差別する側)がしっかりと考えていくという差別する側の問題と捉えていくことが必要である。
- ・ P7「県民の皆さんに取り組んでいただきたいこと」の「人権問題を自分事として捉え、その解決に向けて行動すること」に関係してくるが、人権課題は差別する側の課題であるということが自分事として考えることにつながるというニュアンスを伝えることができないか。当事者ではなく、マジョリティ側の体制をどのように整えるのかが問題であると強く思っている。

○委員

- ・ P6の図が見にくい。項目名が「障害者」「子ども」など短いものと、「新型コロナ・・・」と項目名が長いものがあるのがあって見にくい。
- ・ P2など、「一人一人」が出てくる。漢字よりも「ひらがな」の方がよいのではないか。

○事務局

- ・ 条例の名前が「一人一人」を漢字で表記しているため合わせている。

○委員

- ・ P7の基本姿勢のところ、政治家の関わり方を織り込むことができないか。首長なり政治家の方は、当然、人権尊重を大前提に職務に当たられるべきとは思いますが、日本の政治状況の中でそうでない状況も散見される。佐賀県で問題が起こっているというわけではないが、首長なり議員の責務を盛り込むことができないかという提案。
- ・ イメージとしては第1章の「県が取り組むべきこと」で「県職員は・・・」とあるようなかたちで「知事は・・・」「議員は・・・」という記載、又は第2章(4)企業等の「企業のトップクラスに対する・・・」とあるようなかたちで「議会で・・・」という記載があってもいいのではないかと。

○委員

- ・ メディアの責務を入れることも重要ではないか。
- ・ 条例や基本方針を県民に知らせるときに、メディアの人権意識の方針を知らせるという意味で是非入れてほしい。ジャニーズ問題においても、マスメディアの反省もみえる中で記載してもいいのではないかと。

○委員

- ・ 条例の枠組みに合わせるということなので、新たに加えるというかたちでは難しいのかなと思うが、マスメディアも事業者の1つではある。事業者の企業活動のうえで、人権尊重に配慮して取り組んでいただきたいというかたちでは反映できるのではないかと。

○委員

- ・ 条例に合わせて基本方針を作っているということで盛り込めるかどうかは難しいのかもしれないが、委員の言われた視点を反映することは重要。
- ・ 県の取組というよりも、自主的な取組、政治家の心がけとしてという意味でという記載ができないかという検討になるかと思う。
- ・ 首長は「県が取り組むべきこと」に行政としての姿勢に含まれるのかなと思う。マスメディアは委員のおっしゃられるように事業者に含めるのがいいのかなと思う。

○事務局

- ・ 人権施策に関する基本方針の中でどのように記載するのかという検討が必要。
- ・ 現行の基本方針では、特定職業従事者の方に関する文言をいれていたが、今回の基本方針では、特定の業種の方だけに限定するのではなく、事業者の方全体として取り組んでほしいという視点で記載を落としていた部分ではあるが、いただいた意見を踏まえて検討する。

第2章

○委員

- ・ 教育啓発の推進の「人権問題を解決するためには」の前に「人権問題の所在は当事者ではなく、とりまく社会を構成している大多数の問題であり、継続して同じ人権問題が発生することは、県民一人一人の人権意識の高揚の欠如である」と少し辛辣ではあるのが、この趣旨を受けとってもらって、県民に問題を提起するような前がかりを入れてはどうか。

○委員

- ・ 障害者のところでも「障害の社会モデル」という考え方は、法律の基本原則。障害者本人ではなく社会の側に問題があるという考え方と関連するもの。「欠如である」という表現は辛辣かもしれない

が、問題は社会の側にあるという、マジョリティー側にあるという認識は打ち出す余地があると思う。

○委員

- ・ P11の「いじめ等を見逃さず」のところに、いじめだけではなく「差別」という言葉を入れてもらいたい。「等」の部分に入っている部分ではあると思うが、記載してほしい。
- ・ P16の「情報モラル教育を教育課程の中に位置づけ」とあるが、教育課程のどこに位置づけてあるのかが明確ではない。時間枠がとれない。一般的に書かれている。県が施策として書くのであれば、「努める」「必要である」と入れていただけでないか。国と同じ文言では弱い。私たちがこれから取り組んでいきやすいように是非、入れてほしい。

第3章

1 部落差別（同和問題）

特になし

2 女性

○委員

- ・ タイトル「女性」について。女性問題を取り組む色々な環境は20、30年前とは随分変わってきている。女性だけの問題ではない。他の課題でどう書くのかは分からないが、「女性」ではなく「男女共同参画に係る」などに変えていただきたい。
- ・ 女性、女性と書くのは今の時代にふさわしくないのではないか。基本方針に書かれている内容についても、女性だけに関する取組が書かれているわけではないので、男性を含めた色々な取組が書かれている。「男女共同参画」という言葉を使っていただくことを是非、お願いしたい。
- ・ 女性（男女共同参画）と書けないか。前例踏襲は無難で、条例改正を行うことは難しいと思うが、条例以外のところでは、女性だけの問題ではなく、男女共同参画の問題ということをつかざるのがよい。
- ・ 鳥取県の基本方針（基本計画）を参考にしてほしい。
- ・ 各分野の最後に関係法令が記載されている。ここを見やすいようにするのであれば、各法律や政令が何を指すのかということを行行加えてはどうか。法律第〇〇号というのは必要ないのではないか。
- ・ 「食料・農業・農村基本法」における男女共同参画の推進という部分は、男女共同参画基本法にも規定がされているので、記載する必要がないとまでは言わないがどうなのか。
- ・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（2018年）を入れてほしい。

○事務局

- ・ 条例の中で記載している言葉と合わせるかたちでタイトルに記載していることや他の人権課題とのタイトルのバランスを踏まえて検討したい。

○委員

- ・ 条例の中で「女性」と書かれているのは、そんなに違和感はないが、施策については女性に限ったことではないと思うので、タイトルについて検討してもいいのかなと思う。

○委員

- ・ 男女差別を解消・是正していく過程の中で軋轢が生じて、是正がうまくいっていない。クォータ制度のような女性への積極的優遇措置が男性に対する差別ではないかという声で是正がうまくいっていない。

ないという視点を盛り込めないか。検討したうえで、入れるのが難しいというのはいずれかはないと思うが、盛り込めないかを検討してほしい。

○委員

- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を関係法令に入れた方がよい。

○事務局

- ・ 担当部局と調整のうえ検討したい。

3 子ども

○委員

- ・ 「いじめに対して早期発見・早期対応するという取組が浸透しているため」と記載があるのはよいが、ただし「いじめの重大事案も発生している」ということには触れておく方がよい。学校も模索しているところなので、1文いれていただきたい。
- ・ P28 は子ども基本法ができて政治や議会の場でも、こどもの意見を取り入れていかないといけないと思う。こども基本法の趣旨に則り、クローズアップされて記載がされていると思うが、これから先は、政治や議会の場でも子どもたちの意見を取り入れていく必要があるということを中心にしないといけない。大人より子どもの意見が真理に近い場合もある。子ども基本法の趣旨を反映することは大事。それにより子どもの人権意識・社会形成意識も高まる。

○委員

- ・ 校則などの改正も、最近生徒会による改正がされていると聞いている。

○委員

- ・ P28 の①「子どもの権利条約」の理解促進のところ、「各市町の啓発指導担当者は、社会（同和）教育指導員の啓発を通じて」とあるが、社会（同和）教育指導員は同和問題に特化した指導員だと思うので、「子どもの権利条約」に関する啓発には関係ないように思う。
- ・ 同和教育指導員ではない指導員もいるのだろうか。

○事務局

- ・ 担当部局と確認のうえ、整理したい。

○委員

- ・ インターネット上の子どもの犯罪被害が大きな課題となっている。インターネットの使い方について、P47「県内の全高校1年生を対象にエイズ予防教育を実施します」というようなかたちで、具体的な取組を記載してもらえないか。
- ・ 現状では、PTAで講演を行うにしても地区単位で行うので地区による差がある。県や教育委員会としての取組（全体としての具体的な取組）として記載することはできないか。
- ・ 子どもへの教育と併せて、親への教育も重要。スマートフォンを持たせる親の責任もあるが、どうやったら、犯罪被害等を予防できるのかという点が重要と考える。

○委員

- ・ 学校での教育よりも早い段階で親が子どもに色々なものを見せている。使わせている。
- ・ 肖像権について学ぶのは中3の教科書に載っているが、子どもが使う時期に追いついていない。
- ・ 子どもは書込みの削除をする技術を身に付けており、実態を把握できない段階にまできている。

- ・ P T Aと連携して取り組むべき喫緊の課題と学校も認識している。
- ・ 販売する事業者・企業にも考えてほしい問題である。

○事務局

- ・ 教育委員会による成長段階に応じた情報モラル教育の実施に取り組んでもらっており、教材等を作成・配布するなどして、今も学校現場での取組が行われている。

4 高齢者

特になし

5 障害者

○委員

- ・ P37に「特別支援教育」とあって、「障害のある子どもの教育については、特別支援教育に関する理解の啓発とともに」とある。障害児というとすぐに特別支援教育となってしまうイメージがある。
- ・ 特別支援教育とは「障害のある子どもだけの教育」なのか。そういう子どもを含めての教育という風に表現できないか。
- ・ インクルーシブ教育の理解や特別支援教育のイメージを分かりやすくしてほしい。
- ・ 人格を形成するため大切な子どもの時期に、障害がある子は別なのだと言われているようで抵抗がある。どういう風にすればいいかわからないか、最初に障害児という存在があって教育が行われているように感じる。
- ・ 特別支援教育と言わずに、障害をもった子どもたち、理解されない子どもたちへの教育という考え方を望んでいる。
- ・ 特性を理解しながら教育するという方向へ進んでいくというような表現にしてほしい。

○委員

- ・ P40のところでは、「特別支援教育の充実」のところに「インクルーシブ教育」が含まれてしまっているが、原則は「インクルーシブ教育」と考える。この書きぶりでは、障害を持った子供の問題が特別支援教育という枠に困りこまれてしまう、分断されてしまうような印象を受ける。
- ・ インクルーシブ教育が原則で、特別支援教育はサブという感じにできないかという御意見なのかなと思う。

○委員

- ・ 「特別支援教育」という文言を「様々な特性を持った子どもたちへの理解啓発」というような、もっと簡単な文言にしてはどうなのか。

○委員

- ・ 我々も色々な特性や属性を持っていて、それぞれ苦手・得意があって、それを理解し合いながら支え合いながら学校で暮らすという柱があって、そこを補充するものとして特別支援教育というスタンスで書くことができるのかどうか。

○事務局

- ・ 担当部局と確認のうえ、整理したい。

○委員

- ・ 3「子ども」のところに書かなくてはいいいのか。

- ・ 障害者のところに急に出てくるので、こういった問題が出てくるのではないか。

○委員

- ・ 本当は子どものところに書くべきなのかもしれないが、インクルーシブ教育というと障害のある子どもの大きな問題として捉えられる問題という側面もある。

○委員

- ・ P37のところに「○特別支援教育」と個別にあげてある。問題提起としてあげてあるのかなと考えるが、なぜ個別にあげなければならないのかという点を整理してもよいのではないか。1や2では「○」はない。統一した記載となっていない。そこを整理した方がいいのではないか。

○委員

- ・ 特殊学級と言っていた時代から特別支援学級と言う時代が変わったとき、教育現場では大きな転換期になったと思う。特殊学級という時代は、特殊な子がいて、その子を別の場所で特殊な教育をするという捉えであったが、その教育から、特別に何か配慮を要する子どもがいて、適した配慮をするための教育をするという意味を込めて特別支援教育という言葉を使うようになった。特殊学級と言っていた昔は差別をしていたと言ってもいいかもしれない。今は障害をもった子供たちへの理解を進めていくために特別支援教育という言葉を使用するようになったと考える。
- ・ 学校現場では特別支援教育を進める上で、インクルーシブ教育を取り入れていくという理解でやっているのではないか。
- ・ 「障害をもったお子さん」という言葉ではなく、「配慮を要するお子さん」としか言わなくなってきた。
- ・ 特別支援教育というのは、全ての子どもたちへの教育にもいい影響を与えるという理解である。

○事務局

- ・ いただいた意見を踏まえ、「こども」と「障害者」という点をどのように整理するかという点について、担当部局と確認のうえ、整理したい。

○委員

- ・ 「障害の社会モデル」という考え方により、障害者基本法や合理的配慮という規定ができた経緯があるので、「障害の社会モデル」ということは記載することを是非、検討していただきたい。
- ・ 「偏見や誤解を持っている方」⇒「持っている人」へ変更する。
- ・ 佐賀県は、法定雇用率は全国的にも毎年高い率を出してきていると思うので、ポジティブな部分も書き出して、それを維持していくということを記載してもいいのではないか。

○委員

- ・ P37「精神障害者や精神疾患、様々な依存症に対するの偏見や誤解を持っている」というところをもう少し具体的な対策計画について記述を入れることはできないか。
- ・ 精神科病院における入院治療に対する対策について、東京都の病院での虐待事件が報道された。閉鎖された暴行、身体拘束などが繰り返されたこと、長年に放置されたことの拝見は地域の自治体の問題がある。都道府県の立ち入り検査がカタチだけであった。
- ・ 地域の自治体が、身寄りのない患者などの受け入れ先として病院を頼っていたことも背景にある。
- ・ 東京だけの問題ではない。佐賀県でも実際起きているかもしれないが、患者が声をあげにくい状況があって表面化しにくい。県として声をあげやすい対策を作してほしい。
- ・ 障害者差別110番などの窓口があるが、そこでどういう相談があって、どのように対応されている

るのが分からなかったのでオープンにする必要がある。

- ・ ある統合失調症で高齢者の方は、薬で症状が抑えられていて地域生活は問題ないが、地域の総合病院にケアマネジャーを通じて関連施設への入所について相談をしたが、統合失調症というだけで受け入れを拒否された。病院にも偏見がある結果かなと思う。医療者や関係者の中でも、まだまだ根強い偏見や差別が残っているので、偏見への解消に向けた対策を立ててほしい。

○委員

- ・ 声をあげにくい、問題が表面化しにくいという点に苦しさがあり、学校における「いじめ」でも議論になった。国の方で指針が作られたが、風通しをよくすることで差別を解消していくことにつながる。ジャニーズの問題も声をあげたい人が声をあげることができなかった。
- ・ 事業者をお願いするしかない。世界では事業者も人権意識が高いものしか生き残ることはできない時代と言われている。事業者のリーダーは人権意識の高い人しかリーダーにはなりえないという意識を事業者にもってほしい。P7のところで付け加えることができないか。

○委員

- ・ うつ病は障害者なのか。ここに書かれていることに違和感がある。
- ・ タイトルを「障害のある人」にしてはどうか。

○委員

- ・ うつ病は精神障害者という点について、精神障害者という位置づけに特に違和感はない。
- ・ うつ病に関する記述は必要である。うつ病に対する理解不足による偏見や差別が依然として残っており、そういった偏見や差別の解消を目的とする施策が必要であると考えます。

○委員

- ・ 障害者110番について、県から委託を受けて相談事業を行っている。相談は電話が主である。
- ・ 障害者110番の相談では7割が匿名、公表はしないでほしいと言う相談者が多い。
- ・ 弁護士に相談する法律相談もやっているが、法律相談までは・・・という相談者が多い。
- ・ 相談内容は、同じ人が話だけを聞いてほしいということで電話をしてくる場合が多い。
- ・ 特別支援教育については、子どもによっては、障害者の方に入れてもいいし、子どもの方に入れてもいい場合が両方あると思う。県の考え方によるのかなと思う。

6 外国人

○委員

- ・ 佐賀県にいる外国人の4割強が技能実習生と特定技能という状況。佐賀県の外国人の人権の問題は、技能実習生の人権の問題が中心といえる。
- ・ 外国人の人権の問題は技能実習生や外国にルーツを持つ児童だけの問題ではなく、様々な問題がある。コロナ過において、外国人であるというだけで医療機関が受診を断るという実態もある。言葉の問題のほかに、医療費を払ってもらえるか、トラブルにならないかなどの不安がその背景にあると思われる。
- ・ 東京都や神奈川県では治療費を払えない外国人に都や県が治療費を補填するという制度がある。
- ・ 医療の問題の次に相談の多いのが日本語学習の問題。特に日本語指導が必要な子どもへの教員が足りていない。今、佐賀県には全部で日本語指導教師は5人しかいない。日本語指導が必要な生徒20人に対して教師は1人しかいない。文科省の基準であるが、全然足りていない。足りていない部分を佐

賀県国際交流協会からの派遣や県の非常勤嘱託職員で対応している。

- ・ 今後、日本語指導が必要となる子供が増えてくるとこの日本語指導教員の不足は大きな問題になる。
- ・ 不就学の問題。文科省で調査を行っている、義務教育については外国人には義務はないが、子どもの権利条約で教育を受ける権利がある。
- ・ 県教育委員会では不就学児童0との回答が返っているが、不就学の外国人の子どもを見つけてぜひ学校に行くように促す姿勢を、今後とも期待したい。
- ・ 教育の面では、小学校に入る前の幼稚園・保育園の段階、高校生の段階で外国人生徒に対するサポートができていない。日本語の問題があり外国人生徒が佐賀県内の高校に入学するのは極めて難しい。世界に比べれば佐賀県はそういうところは遅れている。
- ・ 「同じ県民として」「仲間として」という言葉を、キーワードとして使っていきたい。

○委員

- ・ 子どもの権利条約の教育を受ける権利を記載することができないかの検討をお願いしたい。

○委員

- ・ P43の「日本の学校や社会生活への適応に日本語力は必要不可欠」とあるが、日本語力がないと適応できないという偏見も生む可能性があることから「望ましい」というような表現に変えることはできないか。
- ・ P42「ヘイトスピーチ解消法」、P43「ヘイトスピーチ対策法」、「解消法」に統一してほしい。

○委員

- ・ 他県では英語で授業を受けることができる中学校がある。日本語能力が不可欠という訳ではないので、表現については配慮をお願いしたい。

7 患者等

○委員

- ・ 就労支援を行う場合で、会社の面接で難病というだけでちょっととなる場合がある。難病の中でも服薬をしながら通院しながら働ける場合もあるので、個人個人を見て就労の機会を与えてもらう、判断してほしい。
- ・ 治療を続けるためにも働く必要があり、事業書の配慮という点については、是非、事業者には理解してほしい。

○委員

- ・ ハンセン病に関する宿泊拒否事件については、報道された事件としては2003年ぐらいに起きた事件だったと思うので、今も起きているように思える書きぶりが少し気になる。
- ・ 関連法令に感染症法をあげてほしい。感染症法には差別をしないということが書かれていたにも関わらず、実態としてコロナ感染症に関する差別が起きてしまった。
- ・ 県で作成したハンセン病に関する冊子はよくできているので、アピールしてはどうか。

8 犯罪被害者等

特になし

9 性的指向・ジェンダーアイデンティティ（性自認）

○委員

- ・ タイトルには「性自認」と記載されているが、本文に出てくる箇所についても、記載をしてほしい。

○委員

- ・ インターネット上の誹謗中傷と受け取れる書込みについて、自分の身近にマイノリティの存在があると思っていない人からの声でないかと思う。自分と全く関わりのない人に言っているという印象を受ける。
- ・ 8人に1人の割合でLGBTがいる、本当は身近にいるのかもしれないのに、当事者がなぜカミングアウトできなかったかという、世間体を気にしてカミングアウトしたくてもできない当事者もいると思う。
- ・ 当事者が自分の身近にいると思ってもらうことが大事だと思っている。当事者が自分らしく生きてカミングアウトしやすい社会になっていくような社会に変われるように施策を実施してほしい。

○委員

- ・ 委員の意見を踏まえ、現状認識のところ、周りの状況によってカミングアウトしにくい社会があるということを入れることができないかなと思った。

10 その他の人権に関わる様々な課題

○委員

- ・ P57「災害に伴う人権問題」のところで、女性やLGBTs、持病がある方についての避難所の利用も大きな課題なので追加してはどうか。全部を追加することは難しいが、避難所の運営は、健康な男性の視点で運営されてしまうという問題がある。
- ・ 「障がい」の標記を他と統一をした方がよい。

○委員

- ・ 福祉施設の避難所もあるが、実態として、一般の避難所から暴風雨の中を福祉施設の避難所へ移動することは現実的に難しい。
- ・ 一般の避難所の中で、最初から分けるのではなくて、一緒に過ごして、一緒に過ごすのが難しいのであれば、それにどう対応すればいいのかという視点を持ってほしい。

○委員

- ・ 佐賀県立男女共同参画センターで、男女共同参画での視点からの避難所運営の手引きがあるので、そこを参考に記載してもらえればいいかなと思う。

○委員

- ・ 冒頭に議員に関する議論があったが、P56「北朝鮮当局による拉致問題等」では、ここだけは議員についての記載が出てくる。ここだけは議員は一生懸命やっているという印象を受けるので、議員もその他の人権課題についてももしっかり学習していく必要があるという記載をしていただきたいと考える。

○事務局

- ・ 本日、欠席されている委員から事前にいただいた意見を紹介します。
- ・ 基本方針の内容は膨大で多岐にわたるため、基本方針を県民に如何に周知徹底を図っていくかが課題である。

議事（２）その他（今後のスケジュール）について

○事務局

- ・ 審議会でいただいた意見を踏まえて、関係部局と調整を行ったうえで、スケジュールの変更もあ
うる。